

今後の調査審議の進め方について（案）

平成 15 年 6 月
国 土 審 議 会

1．これまでの国土審議会での調査審議

平成 10 年 3 月に閣議決定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」では、国土計画の理念の明確化、地方分権等の諸改革への対応、指針性の充実等により、21 世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指すこととされた。

これを受けて、平成 12 年 11 月には、当時の国土審議会政策部会と土地政策審議会計画部会の合同による「21 世紀の国土計画のあり方」に関する報告がとりまとめられ、全国総合開発計画及び国土利用計画全国計画を国土の利用、開発及び保全に関する一つの基本計画として統合的に示すという基本方向が提示されるとともに、今後の新たな制度の確立に当たって検討すべき課題が広範囲に指摘された。

このため、平成 13 年 3 月、新たな国土審議会に基本政策部会を設置し、平成 13 年 11 月には、中間報告が出されるとともに、平成 14 年 11 月には、「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」に関する報告としてとりまとめられ、国土の利用、開発、保全に関する総合的な計画への転換、計画の指針性の充実、国と地方の役割分担の明確化といった新たな国土計画体系の方向性が示された。

2．調査審議事項

上記の調査審議を踏まえ、以下の項目について検討を進める。

（１）国土の総合的点検について

国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」を踏まえ、我が国の「国土」全般の現状を明らかにし、国土の利用、開発及び保全に関する課題について検討する。

（２）国土計画制度の改革について

国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」を踏まえ、21 世紀の国土づくりを担う国土計画体系の確立を図るため、国土の利用、開発及び保全に関する制度の改革について検討する。

3．調査審議体制

上記の検討を行うにあたり、基本政策部会を改組し、別紙設置要綱により国土審議会に調査改革部会を置く。

調査改革部会設置要綱

平成 1 5 年 6 月 2 3 日
第 3 回国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令 (平成 1 2 年政令第 2 9 8 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会 (以下「審議会」という。) に調査改革部会 (以下「部会」という。) を置く。

(任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議し、その結果を審議会に報告する。
 - 一 国土の総合的点検について
 - 二 国土計画制度の改革について

(専門委員会)

- 3 部会に、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する委員、特別委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成 1 5 年 6 月 2 3 日から施行する。

調査審議事項について

平成15年6月

．国土計画の今日的役割と改革

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化、環境制約の顕在化など、これまでにない新たな時代潮流を迎えつつあり、経済社会システム、行政システムなどあらゆる分野において、新たな対応が求められている。

このような中、全国総合開発計画、国土利用計画等からなる国土計画においても、国民の積極的参加の下、国、地域が連携しつつ、国土づくり、地域づくりに取り組み、よりよい国土を次世代に継承すべく、国土の利用、開発、保全に関する総合的な計画への転換、計画の指針性の充実、国と地方の役割分担の明確化といった新たな国土計画体系の方向性を打ち出したところである。

この方向性をふまえ、21世紀の国土づくり、地域づくりにふさわしい国土計画体系の確立に向けた調査審議を進め、長期的な視点に立った国土政策上の課題を明らかにするとともに、土地政策分科会において進めている地方公共団体が策定する土地利用に関する計画の検討とも連携を図り、実効性ある国土計画制度の確立を目指す。

．「国土の総合的点検」について

（国土をめぐる諸情勢の変化と展望）

平成8年2月に閣議決定された第三次国土利用計画（全国計画）及び平成10年3月に閣議決定された「21世紀の国土のグランドデザイン」においては、少子・高齢化の進行、経済社会の一層のグローバル化、地球環境問題の顕在化といった現下の喫緊の課題を先駆的に取り込んだ基本認識の下、今後取り組むべき施策が提示され、これに基づき、着実な国土づくり、地域づくりが進められているところであるが、策定後から今日までの経済社会動向をみると、

この数年以内に、世界の主要国に先駆けて総人口が減少する過程へ移行し、今後本格的な人口減少社会に突入することが国民の間にも現実味を帯びた問題として認識されるに至ったこと。

国主導の画一的な整備から、地方が自立的に地域の発展に取り組み、個性を生かす方式への転換が求められていること。

長期的な経済低迷下にあって、経済のグローバル化はとどまることなく進行し、世界における日本産業の優位性、地域の経済基盤の存立に対し強い懸念が示されていること。

地球環境問題は世界的に最も重要な課題の一つとの共通認識が形成され、その対策の実践が日本をはじめ世界各国で強く求められていること。

といった新たな時代のうねりを前に、国民の間に変革を求める機運が高まりつつあり、新しい時代にふさわしい国土像、地域の目標が求められているものと考えられる。

(新たな国土政策の構築に向けて)

このような状況を踏まえると、これからの国土計画においては、次の1.～3.等の観点から検討を行い、将来への明確かつ国民共有の道筋を示すことが、その基本的役割と認識すべきである。

1. 人口減少、少子・高齢化の下における自立・安定した地域社会

今後、我が国は人口減少、少子・高齢化の急速な進行が見込まれるところであり、特に大幅な人口減少等が見込まれる地域では、地域社会そのものの存続が困難となり、国土保全にも支障を来すことが憂慮される。こうしたなかで、地域の広域的な連携等により、人々の暮らしに対する満足感を高めるとともに自立・安定した地域社会を形成することが重要であり、こうした観点から、以下の事項を中心に国土の現状と課題について検討する。

(検討項目の例)

- 人口減少下の人口分布の現状と展望
- 成熟する経済社会のトレンド
- 地域社会の現状と展望
- 「大都市のリノベーション」・「地域連携軸の展開」の進捗状況と課題
- 二層の「広域圏」(「生活圏域」「広域ブロック」)に関する課題
- ほどよいまちづくり、都市・産業集積拠点の形成等に関する課題

2. グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成と持続的発展のための国土基盤のあり方

東アジアの急激な経済成長により、世界の中での東アジアの位置づけや我が国と東アジア諸国との相対関係が大きく変化してきている。また、今後我が国における少子高齢化の進行や、既存社会資本ストックの更新投資需要の増大等による新規投資に対する制約のもとでも、我が国が活力を失わず持続的に発展する国土づくりが求められる。

このようななかで、東アジアの成長、国境を越えた地域間交流の増大等グローバル化の進展を生かした活力ある国土の形成や、我が国の持続的発展のための国土基盤形成に資する観点から、以下の事項を中心に国土の現状と課題について検討する。

(検討項目の例)

- グローバル化進展の中での我が国の国際交流機能・活動の現状と課題
- 東アジアの成長を生かした活力ある国土形成の現状と課題
- 健全な地域間競争に資する国内交流基盤に関する現状と課題
- 人口減少下での活力ある地域社会と二層の広域圏形成に資する国土基盤の現状と課題

- 良好な環境の継承と安全な暮らしを支える国土基盤の現状と課題
- 維持更新需要増大下での既存ストックの有効活用等効率的な国土基盤の整備・管理に関する現状と課題

3. 持続可能な国土の創造

少子・高齢化の急速な進行に伴い大幅な人口減少となる地域では、地域社会そのものの維持が困難になるとともに、森林、農地等の地域資源の管理水準の低下が憂慮される。また、我が国の自然環境は良好な状態にあるとはいい難く、このまま推移すれば、さらなる質の劣化が危惧されるとともに、地球規模での環境問題の深刻化が懸念されている。加えて、自然災害に関しては、都市部での被害ポテンシャルの増大や人口減少地域での国土保全機能の低下等が予想される。

このため、循環型・環境共生型社会への転換、森林・農地等の国土資源の適切な保全・管理、自然災害に対する脆弱性への対応等により、安全で自然豊かな国土を創造し、将来の世代に継承する観点から、以下の事項を中心に国土の現状と課題を検討する。

(検討項目の例)

- 国土利用の現状と課題(安全・安心、自然との共生、美しさ・ゆとり等の観点)
- 国土資源(水、森林、農地、流域・沿岸域等)の管理の現状と課題
- 地球環境問題や循環型・環境共生型国土づくりに関する現状と課題
- 多自然居住地域の現状と課題
- 自然災害に強い国土づくりの現状と課題
- 農林水産業の多様な展開に係る現状と課題

そのため、21世紀の国土づくり・地域づくりにふさわしい、新たな国土計画体系の在り方を視野に入れつつ、我が国の「国土」全般の現状と課題を明らかにし、長期的な視点に立って、今後の国土政策の対応方向を示すべく、「国土の総合的点検」を行う必要がある。

・「国土計画制度の改革」について

平成14年11月にとりまとめられた国土審議会基本政策部会報告を踏まえた、主な検討事項は以下のとおりである。

1. 国土計画体系の在り方について

（国土計画の理念の明確化）

- 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画としての位置付けの明確化
- 全国総合開発計画と国土利用計画（全国計画）の統合

（国土計画の体系化）

- 全国計画と広域ブロック計画の役割分担及び計画相互の関係の明確化
- 国の計画と地方公共団体の計画の関係及び連携方策の明確化
- 国土計画と関係各分野の計画、施策等との関係の明確化

（地方分権の推進）

- 地方分権改革を踏まえた計画内容、計画事項の在り方
- 全国計画策定への地方公共団体の参加の在り方

2. 全国計画の在り方について

（計画の指針性の向上）

- 国土をめぐる諸情勢の変化を踏まえた計画内容、計画事項の在り方
- 地方公共団体、国民への意見聴取等計画策定手続の在り方
- 計画評価の実施、柔軟な計画見直し等を通じた実効性の向上の在り方

3. 広域ブロック計画の在り方について

（計画の指針性の向上）

- 都府県域を超えた広域的課題の解決等を念頭においた計画内容、計画事項の在り方
- 関係地方公共団体の協議による原案作成等地域の主体性を活かす計画策定手続の在り方
- 計画評価、柔軟な計画見直し、地域の特定課題への対応等を通じた実効性の向上の在り方

（計画圏域）

- 地域の自主性の発揮や個性ある地域づくりの推進等を考慮した計画圏域の在り方

4. 地方公共団体の策定する計画の在り方について

（都道府県が策定する計画）

- 新たな国土計画体系における位置付けの明確化、地域づくりに資する計画の在り方
- 土地利用基本計画との連携強化の在り方
- 住民参加等による計画策定手続の在り方

（市町村が策定する計画）

- 新たな国土計画体系における位置付けの明確化、地域づくりに資する計画の在り方
- 住民参加等による計画策定手続の在り方

現在の国土計画体系

